平成２１年（フ）第７７９号
高知市春野町森山1003番地
債務者　濱田　法雄
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７８０号
高知市春野町森山1003番地
債務者　濱田つゆ子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７８７号
高知県土佐郡土佐町田井4298番地
債務者　澤田　和巳
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７９０号
高知市布師田1638番地２
債務者　泉田ひとみ
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８２号
福岡県京都郡苅田町磯浜町２丁目４番地３藤美荘205号
債務者　早田　幸子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第８６号
福岡県行橋市南大橋３丁目13番80号
債務者　水永　昭子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第５６３号
大分市大字迫778番地の２　ＢＥＬＬ－Ｋ401
債務者　坂本　大輔
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２２２号
宮崎県延岡市北一ケ岡１丁目２番２－５号
債務者　松葉　京子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２４５号
宮崎県延岡市浜町397番地４
債務者　荒木　清隆
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２４６号
宮崎県延岡市平原町２丁目1124番地３
債務者　木村　友美
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２５６号
宮崎県日向市大字財光寺793番地
債務者　西村　慎吾
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１３１号
石川県能美市大浜町ノ139番地、従前の住所東京都目黒区大岡山１丁目10番10号　ケーエムフラッツ大岡山102
債務者　奥出　正憲
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第２０５号
長野市三輪５丁目３番0811号
債務者　片山　明子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２８号
長野市丹波島３丁目845番地１　302号、前住所神奈川県相模原市並木２丁目３番25号
債務者　堤　　清美（旧姓新森）
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３７号
長野市青木島町大塚1555番地７、前住所長野県飯山市南町12番地４
債務者　清水　喜一
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３８号
長野市青木島町大塚1555番地７、前住所長野県飯山市南町12番地４
債務者　清水　弘和
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９４号
兵庫県伊丹市荻野２丁目25番１－105号、前住所兵庫県伊丹市松ヶ丘４丁目61番地
債務者　大渕工務店こと　大渕　　誠
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部